

昭和51年 9月 1日

第 726 号

# う え だ

## 広 報

発行 上 田 市  
編集 秘 書 課  
電話 上田②4100  
印刷 田 辺 印 刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

説明を受けられる皇太子殿下(右)



### 皇太子殿下国分寺史跡公園と 塩田城跡をご視察

8月12日、軽井沢へ避暑においでの上皇太子殿下が、信濃国分寺史跡公園と塩田城跡を午後1時から約3時間にわたってご視察されました。

殿下は大へん考古学にご造詣が深く、炎天下の中、国分寺史跡公園や塩田城跡の発掘作業、出土品などを興味深くご覧になられました。

塩田城跡では、黒坂周平発掘調査団長の案内で、ご視察され「これは鎌倉期のものでしょうか」などご質問されたり、発掘作業をする学生や調査員にお声をかけられその労をねぎらっておられました。また、前山寺では、石井市長や発掘調査を行っている学生、調査員と前山寺名物のおはぎを召しあがりながら発掘状況などについてご懇談されました。

▶懇談される皇太子殿下  
(左側手前から三人目)  
と石井市長(右側一番奥)  
黒坂団長(その手前)と  
学生、調査員



### 主な内容

- 駅誘致を目途に北陸新幹線を考える……………2・3面
- 支給範囲が広がりました。恩給法、援護法が改正…3面
- きれいな環境づくりに下水道伸ばす……………4面
- 苦しい国保会計、税率改正にご理解を……………5面
- 加入していますか、農業者年金制度……………6面
- 市民の体力づくりにスポーツ巡回指導車……………7面
- 差別の実態①同和問題を考える……………8面

### 市民の動き(8月1日現在)

出生以下は7月中の数字

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 人口総数 | 107,413 | (+165) |
| 男    | 52,181  | (+81)  |
| 女    | 55,232  | (+94)  |
| 世帯数  | 31,109  | (+20)  |
| 出生   | 151     | (+37)  |
| 死亡   | 55      | (+8)   |
| 離婚   | 16      | (-41)  |
| 婚姻   | 6       | (-2)   |

( ) 内は前月比

協議会の武田文男さん、婦人連

擁護の活動を進めます。

改 医 20万円  
「高万  
保額等  
が支給  
する分

いただき」の誤りでした。  
おわびして訂正いたします。



# 支給範囲が広がりました 請求を忘れずに 恩給法・援護法が改正

恩給法、援護法の一部が改正され支給の範囲が広まるとともに、手続きすることによって資格が得られるものもありますので、次に該当する方は、早目に手続きしてください。

- 〈恩給関係〉
- ▷妻が受けている普通扶助料の年額が加算されました。
  - ①子供のいる寡婦、子の人数によって、年3万6千円か6万円。
  - ②子供のいない60歳以上の寡婦年2万4千円。  
手続きに必要なもの＝印鑑、普通扶助料証書、戸籍謄本
  - ▷傷病者遺族特別年金の支給  
傷病年金、特例傷病恩給（一款症以上）を受けていた方が昭和29年4月1日以降、恩給受給中に死亡し、その遺族が扶助料などを受けていない場合、年10万円が支給されます。手続きは、直接恩給局へ。
  - ▷傷病年金の支給条件の緩和  
昭和16年12月8日以前、公務により病気や傷を受けた方で、当時支給条件に該当しなかった方も、現在、款症程度の障害がある方は対象になります。
  - ▷軍人の在職期間に指定される外国特殊機関  
旧満州農産物検査所の職員は、軍人の在職期間に通算されます。
  - ▷女子公務員の夫に対する扶助料支給条件の緩和  
夫が廃疾などにより生活費が得られない場合に支給されていましたが、60歳以上の夫には支給されません。
- 〈援護関係〉
- ▷障害年金受給者が受給中に病死した場合、その遺族に年10万円の障害者遺族特例年金が支給されます。
  - ▷夫が受ける遺族年金の支給条件の緩和  
夫が廃疾などにより生活費が得られない場合のみ遺族年金等が支給されていましたが、60歳以上の夫に対して、この条件が撤廃されました。
  - ▷遺族一時金支給条件の緩和  
公務傷病にかかり、退職後の併発病により死亡した時の一時金の支給対象となっていた期間が延長されました。  
一般の病気の場合 6年  
厚生大臣指定病の場合 12年
  - ▷昭和21年2月1日以降昭和27年4月29日までに再婚を解消した妻に遺族年金が支給されていましたが、昭和28年7月31日以前に再婚を解消した方にも支給されます。
- 〈手続き、お問合せ〉  
福祉事務所社会課社会係 (☎24100内線 378 有線20801)

に、上田市も新幹線の通過地となった場合を考えると、市の運命と私共後世にかかわる重大



## 山陽新幹線を視察して

市自治会連合会長

塚 田 今朝則 さん

政治、経済、文化向上などのあらゆる面に上小地方の中枢都市として、今後の発展は、期して

幹線が止まらなかつたらどうなるか」を十分調査することが先決問  
八月九日、十日の両日、自治会連合会として、山陽新幹線三原市と尾道市を視察して感じたことは、尾道市の例にみるよう

な問題であると認識を新たにいたしました。  
北陸新幹線における「上田駅設置」は、是非とも必要であり

待つべきものがあります。自治会連合会は、他の団体とも協力して、上田駅誘致運動を全市政的な運動として進めてまいりたい

らないことがわかり、市民は挙げて市行政を非難しました。  
駅誘致運動は、全地域住民が熱意をもって自分自身の問題としてとらえ、新幹線が止まらない時に受けるデメリットを十分に認識し市民が全力を挙げて駅誘致を行う以外に方法はないと、尾道市の関係者の皆さんから説明を受けました。  
この視察の状況からもわかるように、新幹線が通っても駅がなかったら、この街は、上田市はどうなるかということ、私たち住民一人一人が真剣に考えなければならぬ問題でしょう。

圏などでも大きなはずみが出てきています。この両市の駅の有無の状況を良く比較していただき、市の浮沈を握る「上田駅」実現のため積極的な誘致運動を展開しましょう。

尾道市の関係者から新幹線の話を聞く視察団一行

### 身近に役立つ県民手帳

＝予約募集中＝

毎年、皆さんに親しまれ、ご愛用いただいている、県民手帳52年度版の予約受付を始めました。日常生活や仕事のうえで役に立つような内容で使いやすく工夫されています。お忙しい毎日をより計画的に、より豊かにすごしていただくよう、ぜひご愛用ください。予約締切りは10月15日配布は12月上旬、価格は一冊250円です。

〈申込先き・お問合せ〉  
市役所企画財政部企画課統計係 (☎24100内線 254 有線20832) 事業所にお勤めの方は、各事業所でまとめて申込んでいただきます。

### 自動車に乗る時シートベルト オートバイに乗る時ヘルメット を必ず着用しよう

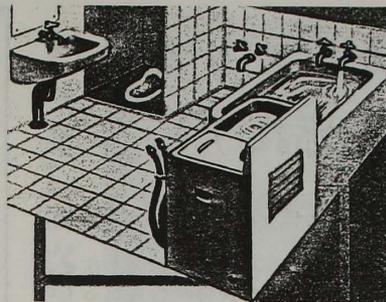
自動車、オートバイに乗車中、交通事故にあった時、シートベルト、ヘルメットを着用していた人は被害が軽くすんでいます。交通事故から身を守るため乗車の時は必ずシートベルト、ヘルメットを着用しましょう。

を集め積極的に陳情を行いました。が、残念ながら尾道は通過という現実になってしまいました。  
また、上田市の皆さんも「新幹線の駅がほしいというよりも、新

# きれいな環境づくり

## 下水道伸ばす

### 九月一日「全国下水道促進デー」



下水道できれいな生活環境

東部地区は産業道路路まで、西部地区は矢出沢川まで拡張し、面積四一五・九ヘクタール、処理人口二万一千人とする第二次計画をたて普及率二〇%にしようと計画を變更、きびしい財政状況ではありませんが、整備促進を図ることにしました。(下図参照)

### 新区域の方は 自治会単位に 積立組合を設立しよう

あらたに処理区域に編入された東部と西部地区の皆さんは、受益者負担金をお願いします。

また、各家庭の水洗化工事を容易にするため、その資金を毎月積立てていただく「積立組合」を各自治会ごとに設立していただくよう、自治会をとおしてお願いいたしますのでご協力ください。

### トイレは供用開始が 三年以内に水洗化の義務

使用可能地域内で、まだ、千百年帯の皆さんが水洗化されていません。快適な生活を送るため、一日も早く水洗化されるようお勧めします。

下水道は、使用が可能になると供用開始の告示をし、告示の日から六か月以内に、勝手、風呂場、洗面所、洗濯場などの雑排水を下水道へ排水していただき、トイレは、三年以内に水洗化することにより下水道法により義務づけられていますので、下水道が使えるようになったら、早目に計画を立て水洗化されるようお願いいたします。

### 水洗化工事は指定店へ

水洗化工事などの設計、見積は市の下水道工事店へ依頼してください。

依頼された指定店は設計書などを市へ提出、市が審査し許可します。工事が終わると市が検査し、使用開始となります。

### 産業道路、矢出沢川まで 対象地区を拡張

「が設けられました。」

市も、下水道の普及を図るため第一次計画を見直し、処理区域を



着々と進む下水道工事

## 公共下水道事業区域平面図



| 凡     | 例             |
|-------|---------------|
| (○)   | 認可区域          |
| (□)   | 処理場           |
| (●)   | ポンプ場          |
| (■)   | 第一期区域         |
| (---) | 既使用開始地区       |
| (---) | S1.9.1.使用開始地区 |

安心して市の指定した工事店へおまかせください。(下水道の水洗化工事などは、下水道指定店でない施工できませんのでご注意ください)

△ご相談・お問合せ  
下水道のあらゆる相談、お問合せは、お気軽に建設部下水道課普及係へおたずねください(☎241000内線三五八)

皆さりとつ  
北側取り  
取(階段)

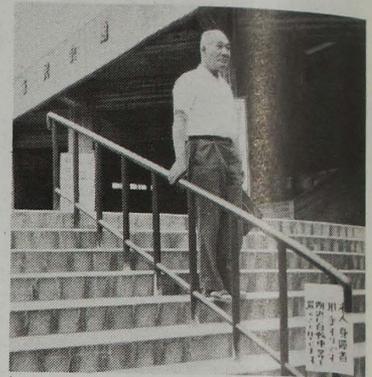
います。  
この国保の健全運営を図るため  
九月から保険税が二八%増収とな

(第四期)から精算課税による税  
額を納めていただくことになりま

課、または塩田、川西各支所へ  
診当日か前日に、千円を添えて申  
し込んでください。

市も、下水道の普及を図るため  
第一次計画を見直し、処理区域を

# お知らせ



お年寄りやからだの不自由な皆さんのために、市民会館入口北側と事務所前の階段へ手すりを取り付けました。(写真は北側の階段)

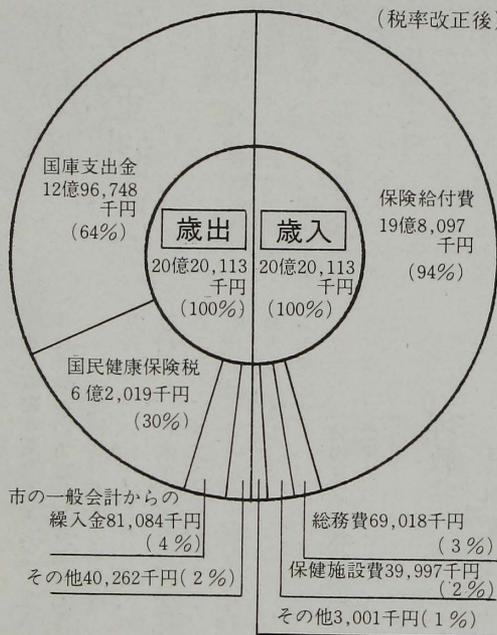
## 苦しい国保会計

### 税率改正にご理解を

病院や医院などにかかったとき医療費の三〇％は一部負担金としてその人が窓口で支払い、残りの七〇％は保険者(市の国保会計)が負担します。保険者が負担している七〇％は、国からの支出金と保険税によってまかなわれています。医療費は、自然に増えて行く自然増と、医療費の引き上げによって年ごとに増え続けています。さらに制度として発足した、老人医療の無料化と高額療養費の支給の増嵩が国保財政を圧迫。また、最近の経済情勢により、保険税の課税の基礎となる所得の伸びが期待できない、四月から医療費が九%

引き上げられたなど、国保会計は極めてむずかしい状況におかれて

### 国保特別会計予算状況



軽減額加算が、十三万円から十四万円に引き上げ軽減の範囲を拡大しました。

### 九月から精算課税

#### 国民健康保険

国民健康保険税は、九月の納税

います。

この国保の健全運営を図るため九月から保険税が二八%増収となるよう税率を改正しました。

各ご家庭にも、かなりのご負担をいただくことになりましたが、困難な国保財政を深くご理解いただきご協力をお願いします。(左図参照)

### 軽減額を 十四万円に引き上げ

(第四期)から精算課税による税額を納めていただくことになりました。

今年も保険税率を改正しましたので、九月納期の保険税から引き上げが加わりますのでご理解ください。

〈新しい税率(内は改正前)〉  
所得割 百分の六・三(百分の四・八)

資産割 百分の三(すえ置き)  
均等割 三千五百円(二千九百円)

平均割 四千五百円(三千八百円)  
保険税の税額が、十五万円をこえる場合の限度額は十五万円(十二万円)

#### 納税通知書の送付

近日中に国保協会などを通じて、それぞれの家庭にお届けします。

#### お問合せ

民生部国保年金課国民健康保険係(☎②四一〇〇内線二八二有線②〇七一)

### 婦人検診

市は、子宮ガンの発見を目的に毎月第二金曜日を「婦人検診日」として、市内の産婦人科で実施しています。九月の婦人検診日は、十日(金)です。

希望者は、市役所一階保健予防

課、または塩田、川西各支所へ検診当日か前日に、千円を添えて申し込んでください。

#### 担当医院

- 午前・国立東信病院、上田市産院
- 竹内産婦人科、勝野産婦人科、新美産婦人科
- 午後・三浦産婦人科、市川産婦人科、長岡産婦人科
- 一日・高橋産婦人科、三好町産婦人科、豊田産婦人科、共立産婦人科

### サービス向上を図る

#### 郵便局簡易保険

無診査で加入できる郵便局の簡易保険は、加入後一定期間内に被保険者が病気で亡くなった場合、約束の保険金を削減して支払っていましたが、九月一日から条件を大幅に緩和し、養老保険(特別養老保険、学資保険を含む)家族保険、終身保険(終身払込みのものを除く)は従来の削減支払いを全廃します。

また、個人の定期保険は、支払割合を一年経過前三割が五割に、一年六か月経過前五割が八割に改正されました。その他、ケガで入院した時などの条件が改正され、加入者の利便を図りました。

#### お問合せ

上田郵便局(☎②〇四九九)

# 加入していただけますか

## 農業者年金制度

農業者年金制度ができてからすでに五年が経過、今年から加入者の中で「経営移譲年金」の給付を受ける方が次々に出ています。たとへば経営移譲年金の受給ができなくても、満六十五歳からは、農業者老齢年金と国民年金付加年金が国民年金とともに給付されます。

また、国会で、農業者年金制度の改正法案が成立し、来年一月から年金額の引き上げなど制度の充実が図られます。

この制度は、本人名義の所有、または利用している農地などが、一定の面積以上あって、国民年金に加入している農業経営者は「当然加入者」として必ず加入する必要があります。また、「任意加入者」として加入する要件をそなえている農業後継者は「任意加入者」として加入することができます。

別表1 当然加入資格者が加入したときの保険料納付期限

| 生年月日      | 大正7年以前生れ    | 大正8年生れ     |           | 大正9年～昭和10年生れ |           |           |
|-----------|-------------|------------|-----------|--------------|-----------|-----------|
|           |             | 納付期限       | 最低納付開始月   | 納付期限         | 最低納付開始月   |           |
| 1月～2月生れ   | 年金給付に結びつかない | 昭和52年4月末日  | 昭和50年1月分  | 昭和52年4月末日    | 昭和50年1月分  |           |
| 2月～3月 "   |             |            |           |              |           | 昭和50年2月分  |
| 3月～4月 "   |             |            |           |              |           | 昭和50年3月分  |
| 4月～5月 "   | 年金給付に結びつかない | 昭和51年10月末日 | 昭和50年4月分  | 昭和51年7月末日    | 昭和50年4月分  |           |
| 5月～6月 "   |             |            |           |              |           | 昭和50年5月分  |
| 6月～7月 "   |             |            |           |              |           | 昭和50年6月分  |
| 7月～8月 "   | 年金給付に結びつかない | 昭和51年10月末日 | 昭和50年7月分  | 昭和51年10月末日   | 昭和50年7月分  |           |
| 8月～9月 "   |             |            |           |              |           | 昭和50年8月分  |
| 9月～10月 "  |             |            |           |              |           | 昭和50年9月分  |
| 10月～11月 " | 年金給付に結びつかない | 昭和52年1月末日  | 昭和50年10月分 | 昭和53年1月末日    | 昭和50年10月分 |           |
| 11月～12月 " |             |            |           |              |           | 昭和50年11月分 |
| 12月～1月 "  |             |            |           |              |           | 昭和50年12月分 |

④ 当然加入資格者は「納付期限欄」の日までに保険料の収納ができるように事前に的確な資格取得届を基金に提出することが必要であり、また、当然加入の資格要件をそなえた日(資格取得年月日)が各生年月日ごとに「最低納付開始月」欄の月以前の月であることが必要です。

### 任意加入資格者の加入申出期限

| 生年月日      | 昭和10年以前生れ | 昭和11年生れ | 昭和12年生れ   |        |     |
|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-----|
| 1月～2月生れ   | 加入できない    | 加入できない  | 昭和52年1月末日 |        |     |
| 2月～3月 "   |           |         | " 2 "     | " "    |     |
| 3月～4月 "   |           |         | " 3 "     | " "    |     |
| 4月～5月 "   |           |         | " 4 "     | " "    |     |
| 5月～6月 "   |           |         | " 5 "     | " "    |     |
| 6月～7月 "   |           |         | " 6 "     | " "    |     |
| 7月～8月 "   |           |         | " 7 "     | " "    |     |
| 8月～9月 "   |           |         | " 8 "     | " "    |     |
| 9月～10月 "  |           |         | 昭和51年9月末日 | " 9 "  | " " |
| 10月～11月 " |           |         | " 10月 "   | " 10 " | " " |
| 11月～12月 " |           |         | " 11月 "   | " 11 " | " " |
| 12月～1月 "  |           |         | " 12月 "   | " 12 " | " " |

加入資格がありながらまだ加入されていない方は、早く加入しましょう。比較的高齢者の場合は、左表に示すとおり加入の手続きが遅れると、将来年金の給付を受けることができなくなりますので、期日が迫っている方は至急加入手続きをしましょう。

〈お問合せ〉  
農業委員会事務局 (☎④四一〇)  
内線三三七有線②〇七六一

### 料理教室

#### 生徒募集

上田市勤労青少年ホームでは、

二十五歳までの女子を対象に料理教室(十月から三月)の生徒を募集します。希望者は、必ず来館して申込んでください。

コース 毎週月、火、水曜コース  
時間 午後六時から八時まで  
定員 各コースとも二十名  
会費 千五百円(六か月分)  
締切り 九月二十日(月)、ただし、定員になり次第締切ります。

お問合せ 上田市勤労青少年ホーム (☎②七一一七)

### 第29回 県美術展 開く

第29回長野県美術展が、九月十二日の上田会場を皮切りに十一月七日の長野会場まで県内各地で開かれます。大勢の皆さんのご鑑賞をお勧めします。

とき 九月十二日(日)～十九日(日)  
午前九時から午後五時まで  
ところ 市民会館、総合展示館、上田公園内

### 行方不明の人を捜す 相談所開設

警察では、九月一日から三十日まで「行方不明の人を捜す相談所」を開設します。「病気で家出した」「理由がないのに家出した」「長い間消息がわからない」「自殺のおそれがある」などご心配の皆さんは次の所へご相談ください。

▽九月九日(休)午前九時～午後四時 上田警察署駅前警察官派出所 (☎②八六一三)

▽九月一日～三十日午前九時～午後四時(ただし、土曜日は正午まで、日曜日と祝日、二日、三日、七日、九日は除く)

警察本部鑑識課(県庁九階) (☎②二五二内線二二六六)

あ！みんなでトリムしよう  
日曜広場へ全員集合  
〈9月19日・10月17日〉

19日 動物園 船を造る  
18日 運動場 健康  
17日 運動場 健康  
16日 運動場 健康  
15日 運動場 健康  
14日 運動場 健康  
13日 運動場 健康  
12日 運動場 健康  
11日 運動場 健康  
10日 運動場 健康  
9日 運動場 健康

きれいなビルにしよう

ゴキブリがよろよろ走っている

①自作の歌で一人一首発表のものに限る。

京都千代田区千代田一番一号宮内庁(千一〇〇)

▽関谷 勝様(仁古田)、水彩画

## 市民の体力づくりに スポーツ巡回指導車

市民の体力づくりに役立ててくださいと、東京海上火災保険(株)様から「スポーツ巡回指導車」をご寄付いただきました。

市では、スポーツ施設が整わない地域や各種のスポーツ教室、中高年齢者の体力づくりなどに利用して行きます。



このスポーツ車の名は「みずたま号」で、握力、背筋力測定器やマット、16ミリ映写機やポータブルVTRなど30数種類の体育器具をつみ希望があれば公民館一般事業所などへも巡回して体育課職員が指導するなど、その機動力が期待されます。

### きれいなビルにしよう

#### ビルも法律で管理

ビルの中に勤務したり、住んでいる人は、冷房病や暖房病、消化器系疾患、呼吸器系感染症など健康障害をおこすことがあります。これらの障害が起こらないようビルの中の環境を良くすることを定めた「ビル衛生管理法」という法律により管理基準が定められています。

ビルの中に入ったたら、「頭痛がした」「むっとして熱い」「空気が汚ない感じがした」「水道の水が生ぬるく色のついた水が出た」「ねずみや

### 52年歌会始

#### お題は「海」

五十二年歌会始のお題は「海」と定められました。(歌句には、海の語意のある他の言葉を用いてもそれらの語句がなくても海の情景が詠み込んであればよい)

ゴキブリがちよろちよろ走っていた」など、感じたり、見たりしたら、上田保健所(☎026-2600)か環境水道課(長野☎026-2600)へお知らせください。また、ビル衛生管理の正しい方法についての指導も上田保健所が実施していますのでご相談ください。

昨年からの配布を始めた、納税袋(写真)を、今年も、北部、西部、城下、塩尻地区三十三自治会の全戸に自治会長さんをおして配布しました。茶の間などに飾ってご利用ください。



## 今月の納税 国保税四期分

印のあるもの有効) 封筒に「詠進歌」と記入し、東

- ①自作の歌で一人一首未発表のものに限る。
  - ②用紙は半紙、毛筆で自書のこと(病氣、身体障害者など自書できない時は、代筆でもよいがその理由を書いた別紙を添えること)
  - ③書式は、半紙を二つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名、ふりがなつき) 生年月日および職業(なるべく具体的に)記入。
- 〈詠進の期間・あて先お問合せ〉  
十月十二日(火)まで(十二日の消印のあるもの有効)

別表1 当然

| 生年月日    |   |
|---------|---|
| 1月~2月   | 生 |
| 2月~3月   | 生 |
| 3月~4月   | 生 |
| 4月~5月   | 生 |
| 5月~6月   | 生 |
| 6月~7月   | 生 |
| 7月~8月   | 生 |
| 8月~9月   | 生 |
| 9月~10月  | 生 |
| 10月~11月 | 生 |
| 11月~12月 | 生 |
| 12月~1月  | 生 |

④ 当然加算できるが必要格取得月以前

| 生年月     |   |
|---------|---|
| 1月~2月   | 生 |
| 2月~3月   | 生 |
| 3月~4月   | 生 |
| 4月~5月   | 生 |
| 5月~6月   | 生 |
| 6月~7月   | 生 |
| 7月~8月   | 生 |
| 8月~9月   | 生 |
| 9月~10月  | 生 |
| 10月~11月 | 生 |
| 11月~12月 | 生 |
| 12月~1月  | 生 |

## アメリカシロヒトリ 各地で大発生!!

みんなで防除  
みどりを守ろう

### 二化期

- #### ご寄付お礼
- ▽滝沢忠治様(上沢)、保育園の庭へ小型ダンブ二台分の砂、神川第一保育園へ。
  - ▽雨宮千晴様(大屋)、家庭用冷蔵庫一台、神川第一保育園へ。
  - ▽ときわ保育園保護者会様、天井扇風機三台、ときわ保育園へ
  - ▽山岸健志様(緑が丘三)、石油ストーブ一台、ときわ保育園へ。
  - ▽白銀保育園保護者会様、日光ひば六十本、つばき一本、白銀保育園へ。
  - ▽関谷 勝勝(仁古田)、水彩画一面、白銀保育園へ
  - ▽久保田せき様(踏入二)、電気冷蔵庫一台、老人福祉センターへ
  - ▽神川第二保育園保護者会様、サントクロース衣装一式、掛時計一台、プレヤー二台、神川第二保育園へ。
  - ▽山浦五郎助様(国分)池沼二九㎡、防火用貯水池として。
  - ▽まつばや第一模型様、こいのぼり一式、川辺保育園へ。
  - ▽川辺保育園保護者会様、扇風機二台、戸だな一台、川辺保育園へ
  - ▽須藤うめ(巨)様(長門町)、児童用図書二十万円分、西小学校へ
  - ▽清水書店様、図書館用書架一式、西小学校へ。
  - ▽花王石けん様、カトリーヌBセツト十箱入二個、洗剤十箱入三個、社会福祉施設へ。
  - ▽町田尚久様(横浜市)、宅地十坪、房山獅子保存庫建設用地として。
  - ▽浦里保育園保護者会様、書だな一台、浦里保育園へ。
  - ▽岡田さち様(芳田)、雑きん五十枚、市役所へ。
  - ▽北保育園保護者会様、ラジオ付アンブ一式、大鏡一台、プレヤー一台、扇風機一台、北保育園へ。
- 以上の皆さんからご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

京都千代田区千代田一番一号宮内庁(〒一〇〇)

疑問の点は、宮内庁式典部職あてに住所、氏名、を書き返信用切手をはった封書を添えて九月末日までに問合せください。

育委員会。  
お問合せ 上小美術会事務局(☎026-7795)  
警察本部鑑識課(県庁九階 ☎長野☎026-251-内線二二三三)

日、七日、九日は除く)

# 差別の実態

①

## 同和問題を考える

部落差別というと、たいてい

の人は、差別用語をもって侮辱したり、身ぶりでもって屈辱を与えたりすることだと考えるようです。

もちろん、差別用語をあげせたり、身ぶりでしめすことが、差別であることはいまでもありません。しかしこれは本質的な差別とはいえません。それはいつてみれば、本質から生まれ出てきた枝葉の問題といえます。

したがって、すぐ消えてしまふ、ある日あるときの発言よりも、それを生み出すところの核心——本質を解決しなければ、

差別は根絶しません。その本質とは何でしょうか。それは、就職差別といえます。そして農村にあつては、農地を持つていないことであり、漁村にあつては、漁業権から除外されていることにあります。つまり、憲法の保障している勤労の権利が、不完全にしか保障されていないところに、根本原因があるといえましよう。

近年、高校を卒業する青年男女が、奨学金制度などの行政のバックアップでふえてきつつありますが、この青年男女の前に

立ちはだかつているのは、就職の狭い門です。これは、ある都市での事件ですが高校を卒業した女性が、国家公務員試験をうけたところ、第一次試験はパスし、第二次の人物調査・身元調査というところで、おとされるという例がありました。関係団体が運動し、再試験、採用という形で解決しましたが、相手が公的機関の場合はまだしも憲法の精神や「同和」答申の精神によつて就職差別がいけないこととは理解できません。ところが、私企

業になると「第三国人と部落出身はおことわり」と、はっきり指定してくるところすらあります。そういう企業には、求人あつせんをさしとめるなどの対抗策をとつて、反省を求めていきます。

また、農村地帯の部落民は、農地を得ることはできません。土地は生産できるものではないのですから。したがって、農民が農耕に適しないと捨てた土地を、いっしょうけんめいに耕すという、涙ぐましい姿がみられます。



次の方々がなくなりました。つつしんでご冥福をお祈りいたします。(七月三十一日現在)

- 六川縫太郎さん 大久保 七五
- 佐々木利起さん
- 中央五(下房山)八一
- 須藤正人さん 野竹 六四
- 中村善太郎さん 下塩尻 六五
- 加藤子之助さん 上青木 六四
- 六川きんさん 大久保 七〇
- 三浦このさん 大屋 七〇

- 田中きんさん 中央二(海野町)九二
- 古畑和美さん 桜台 〇
- 山崎きよさん 中央三(原町)七七
- 種山すいさん 踏入二(踏入)七九
- 中沢栄吉さん 秋和 七九
- 西沢よし志さん 中之条 八一
- 柳沢重春さん 諏訪形 三三
- 小山よしほさん 常田二(北常田)六〇
- 石井喜万太郎さん 上半過 九七
- 柳沢健太郎さん 下堀 八一
- 石黒周一郎さん 吉田 七二
- 塩川寿美さん 天神四(北天神町)八一

- 山浦ツルさん 下堀 七一
- 原オテイさん 中之条 六三
- 今井すみ井さん 諏訪形 六九
- 吉江章さん 下塩尻 三六
- 福田くらさん 常田三(上常田)八九
- 荻原為継さん 中央五(新田)七二
- 山浦昌雄さん 常田二(北常田)七〇
- 中沢寅雄さん 中之条 六九
- 小平藩さん 倉升 八五
- 西川とめさん 宮島 七三
- 佐藤やすさん 秋和 八七
- 橋詰武士さん 御所 〇
- 橋詰広さん 御所 〇
- 石井わた志さん 下半過 九〇

- 山岸よ祿さん 岩清水 八四
- 久保田良容さん 小井田 七九
- 佐藤つや子さん 赤坂 七一
- 宮島由きさん 上本郷 七四
- 久保村豊己さん 院内 八二
- 関もとめさん 石神 六七
- 手塚潔さん 下本郷 七三
- 西川行保さん 中組 八〇
- 高橋徹夫さん 中組 三九
- 松崎建さん 下組 六四
- 林四郎さん 中野 五六
- 原田松蔵さん 手塚 七七
- 伊藤千太郎さん 奈良尾 八五
- 南波知磨さん 下之郷 八二
- 角野義夫さん 大湯 八七
- 峰村平さん 中組 八七
- 宮崎洋一さん 小泉 七一

### 今月の伝説ところどころ

好評の伝説ところどころは、18日(土)午後6時から上田ケーブルビジョン、20日(月)お昼に市内の三有線放送で「岩鼻の伝説」を放送します。

- 木藤三郎さん 岡 七一
- 水沢逸子さん 岡 四四
- 甲田佰さん 上室賀 七九
- 中村はなさん 仁古田 八七
- 村瀬恵美さん 中野 〇

16日 市課 100刷

入寮の たを音 いるジをを 会寮

前9室で 10時行い